

報 道 資 料

静岡市

(2025 年 8 月 22 日)

◆件名	公務災害補償等認定委員会委員報酬の未払い及び全庁調査の結果について	
◆覚知日時	2025 年 3 月 24 日（月）	
◆概要	・公務災害補償等認定委員会は、市の会計年度任用職員などが公務中に災害に遭った場合、その認定を審議するために条例で設置されています。 ・委員会は 5 名で構成され会議を開催し審議を行いますが、2009 年度以降、公務災害であることが一見して明らかな案件については、委員から個別に意見を聴取する「簡易方式」で審議をしていました。 ・本来、委員には報酬を支払う必要がありますが、簡易方式で審議した際には報酬を支給しないと委員に説明し、報酬を支払わない取扱いとしていました。 ・2025 年 3 月、改めて確認したところ、この取扱いが誤っていたことが判明しました。 ・2021 年度から 24 年度までの該当する報酬（計 1,460,500 円＋遅延損害金 57,229 円）については支給する必要があるため、対象となる 6 名の方全員に直接御説明したところ、審議に係る拘束時間が短いことなどから、受取辞退の申し出がありました。 ・2009 年度から 20 年度分については、時効により法的に支払いができませんが、対象となる 8 名の方には直接お詫びし、御理解を得ました。 ・なお、本事案を受けて全庁調査を行った結果、同様の事例は確認されませんでした。	
◆経緯と対応状況	2009 年度 2025 年 3 月 24 日 5 月 2 日～ 9 日 4 月 28 日～ 8 月 19 日	簡易方式に変更、簡易方式については無報酬と誤って判断 委員報酬未払いを把握し調査を開始 対象者にお詫び 報酬受取辞退の申し出を受理 総務局が全庁調査を実施。同様の事例がないことを確認
◆被害状況	・対象者：2009～24 年度に委員を務めていただいた方 14 名 - 支払対象：2021～24 年度の委員 6 名 - 報酬額 1,460,500 円＋遅延損害金 57,229 円→全員受取辞退 - 時効により支払えない方：2009～20 年度の委員 8 名。報酬額 2,461,000 円 14 名中の報酬最大額：563,500 円（1 名）	
◆原因	担当部署で、審議方式を変更した際、簡易方式については無報酬でも問題ないと誤った判断をし、長期間、誤りに気づくことができませんでした。	
◆今後の対応	・会議を必要に応じて開催し、必ず報酬を支払います。 ・本事案を機に業務手順を見直し、公務災害であることが一見して明らかな案件については意見聴取を省略し、迅速な認定ができるようにするため、本年 9 月議会に「静岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」の改正案を提出します。	
◆問い合わせ	報酬未払：総務局職員厚生課（静岡庁舎 9 階） 川口・瀧尾 電話：054-221-1519 全庁調査：総務局コンプライアンス推進課（静岡庁舎 9 階） 北川・近藤 電話：054-221-1470	

※別紙資料 無